

新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針【日本赤十字九州国際看護大学】

令和3年3月9日作成（第6版） ※1

令和3年7月12日現在

| 段階 | 区分 | 大学構内立ち入り | 授業 | 学生の課外活動 | 教職員勤務体制 | 判断基準 |
|-----|-------|---|---|--|--|--|
| 0 | 通常 | | | | | |
| 1 | 一部制限 | 感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、構内立ち入りを可とします。ただし、できるだけ立ち入りを少なくするようお願いします。 | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で面接授業を行います。 | 感染拡大防止への最大限の配慮を各学生（団体）に求めた上で課外活動を許可します。 | 感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ通常どおりの勤務を行います。 | 県内発生早期 |
| 1.5 | 一部制限 | 感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、構内立ち入りを可とします。ただし、できるだけ立ち入りを少なくするようお願いします。 | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、面接と遠隔を併用して、授業を行います。 | 感染防止対策マニュアル作成と活動計画を提出し許可された団体に限り課外活動を許可します。 | 感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、学内の教育研究活動の状況を踏まえ、業務上支障がないと判断される場合は時差出勤、在宅勤務を行うことができます。 | 県内、流行早期あるいは減退期 |
| 2 | 制限（小） | 感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、できるだけ立ち入りを少なくするよう工夫します。 | 可能な限り遠隔授業による科目を開講し、やむを得ず面接授業によるものは感染拡大防止に最大限配慮したうえで授業を行います。※2 【令和3年1月8日、2文科高第934号通知に基づき、学内の感染対策の徹底と学修機会の確保を行う】 | 各学生（団体）に活動の自粛を求めるとともに、体育館等の課外活動施設の一部を閉鎖します。 | 感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、時差出勤と、業務の性質上可能な業務は在宅勤務を推奨します。 【令和3年1月8日、2文科高第934号通知に基づき、学内の感染対策の徹底と学修機会の確保を行う】 | 【感染観察】 県内、感染拡大期あるいは減少期 |
| 3 | 制限（中） | 不要不急な立ち入りを自粛するよう要請します。 | 原則として、遠隔授業による科目のみの開講とし、面接授業によるものは開講しません。 | 学生（団体）の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。学生のアルバイトも禁止します。 | 大学機能維持のため、最小限の人員による出勤とし、それ以外は積極的に在宅勤務を行います。 県内、県外へ不要不急の出張自粛を要請します。 | 【感染拡大注意】 県知事による緊急事態宣言 県内感染まん延期 九州・山口地区感染拡大期 |
| 4 | 制限（大） | 原則として立ち入りを禁止します。 | 遠隔授業による科目のみの開講とし、面接授業によるものは開講しません。 | 学生（団体）の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。学生のアルバイトも禁止します。 | 以下の職員に限り出勤の上業務に従事しますが、それ以外は在宅勤務とします。なお、出勤する場合であっても、出勤回数の低減を図ります。 ①学生の教育、支援等に係る電話相談の対応等の重要かつ緊急の業務を行う者 ②業務システム（会計システム、人事給与システム等）を用いた重要かつ緊急の業務を行う者 ③大学施設の維持管理のために重要かつ緊急の業務を行う者 ④危機対策に当たる必要がある者 ⑤その他在宅勤務で対応できない重要かつ緊急の業務を行う必要がある者 県内、県外への出張を禁止します。 | 【特定警戒】 県知事による緊急事態宣言による休業要請（特措法施行令第111による要請） |
| 5 | 原則停止 | 立ち入りを禁止します。 | 遠隔・面接を問わず、原則として全ての授業科目の開講を中止します。 | 学生（団体）の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。学生のアルバイトも禁止します。 | 施設の維持管理、危機対策担当のための必要最小限の人員による体制とし、それ以外は全員在宅勤務となります。 | 【パンデミック】 OR 【ロックダウン】 |

※1 本指針は今後の状況に応じて、随時見直しを行うことがあります。

※2 随地における学修の機会を確保することを最優先とする。そのため、受入施設にご理解ご協力をいただけるよう、万全の感染対策と健康管理を徹底する。